佐賀県規則第19号

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 佐賀県製菓衛生師法施行細則(昭和42年佐賀県規則第38号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(受験の手続)	(受験の手続)
第3条 試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。	第3条 試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
(1) 略 (2) <u>厚生労働大臣</u> の指定する製菓衛生師養成施設において1年 以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証 する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書又は菓子製造業従事 証明書(別記様式第2号)	(1) 略(2) <u>知事</u>の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓 衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該 製菓衛生師養成施設の長の証明書又は菓子製造業従事証明書 (別記様式第2号)
(3) 略	(3) 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。